

議案第70号

令和4年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算
認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度岩倉市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度岩倉市上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗